

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（現計画）

(1) 計画の期間

令和2年度から令和6年度（5年計画）

(2) 計画の性格・位置づけ

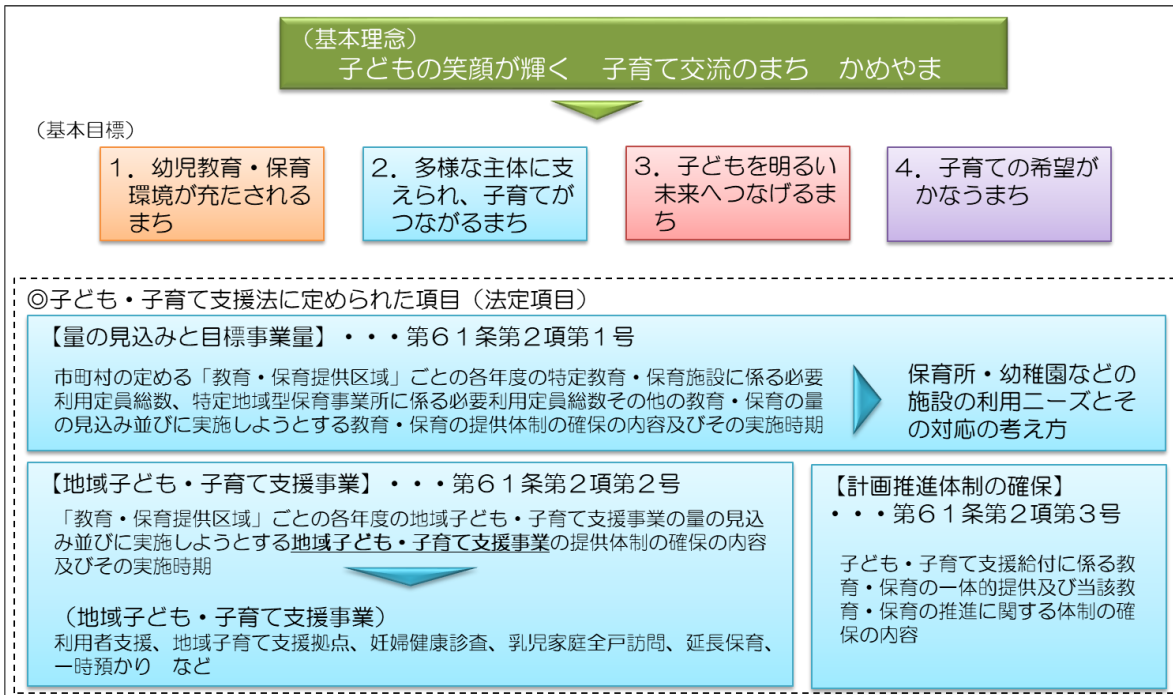
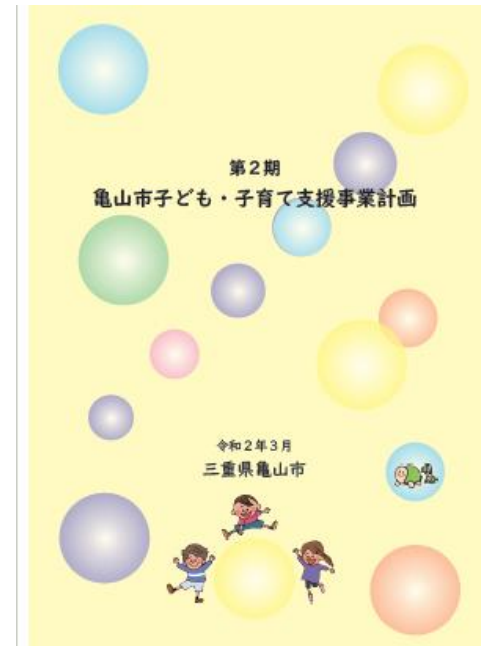
▽子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

▽第2次亀山市総合計画を上位計画とし、次世代育成支援行動計画、自立促進計画及び子どもの貧困対策計画を兼ねる

(3) 計画の策定方法

- ①アンケート調査による市民意向の把握・分析
- ②子ども・子育て会議での審議（子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置）

(4) 計画の概要



2. 第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定

(1) 計画の期間

令和7年度から令和11年度（5年計画）

(2) 計画の位置付け

▽子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく計画
 ▽第2次亀山市総合計画を上位計画とし、次世代育成支援行動計画（次世代育成推進法第8条）、自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）及び子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）を兼ねる

(3) 計画の策定方法

- ①アンケート調査による市民の意見の把握・分析
- ②子ども・子育て会議での審議（子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置）

(4) 計画への記載内容

【子ども・子育て支援法に定められている項目】

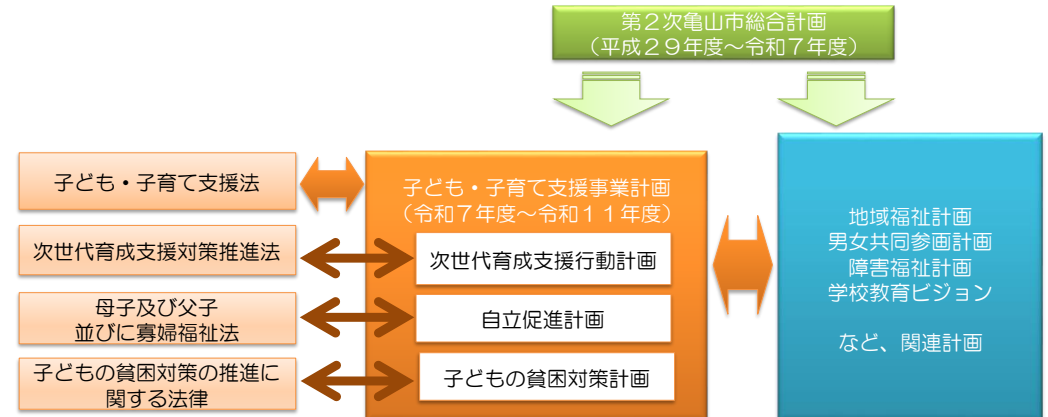
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

第2項・・・記載しなければならない内容

- 一 教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設等の量の見込み・確保の内容・実施時期
- 二 教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第3項・・・任意記載の内容

- 一 産・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 要保護児の養育環境の整備、障がい児の保護等に関する都道府県の施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項



【基本指針の概要】

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 計画策定に関する基本的事項

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の理念等を踏まえ策定すること ・次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこと 2 策定体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市・県担当部局の相互連携 ・保護者など当事者意見の聴取 ・市町間・県との連携 ※量の見込みなどの関係市町間の連携 など | <ol style="list-style-type: none"> 3 利用状況・利用希望の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情の分析・把握（人口・産業・特性など） 4 数値目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域実情に応じた量の見込み 5 住民意見の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・策定・変更の際は子ども・子育て会議の意見を聞く 6 他計画との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画、教育振興基本計画、障がい者計画 など |
|---|---|

二 市町村計画の基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
 - ・地域の実情に応じて設定
- 2 各年度の量の見込みと確保の内容・実施時期
 - ・利用ニーズを分析し、参酌標準を参考として、区分ごとに利用定員総数を設定
 - ・3歳未満児の待機児童が多いことに留意し、当該子どもの数全体に占める3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について目標値を設定
 - ・新子育て安心プランを踏まえる(R2.12.21公表)
 - ※1・2・3号認定区分別
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供・推進体制の確保の内容

三 市町村計画の任意記載事項

- 1 産休・育休後の特定教育・保育の円滑な利用の確保
 - ・的確な意向調査、情報提供 など
- 2 専門的な知識・技術を要する県の施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - 発生予防、早期発見・対応、社会的養護との連携など
 - ・母子・父子家庭の自立支援
 - ・障がい児施策の充実
- 3 ワーク・ライフ・バランス
 - ・働き方改革
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

(5) 策定スケジュール

【スケジュール】

令和5年度 アンケート調査による市民意向の把握 など
〔子ども・子育て会議・・・2回〕

令和6年度 施策立案作業、パブリックコメントの実施 など
〔子ども・子育て会議・・・4回〕

	令和5年度												令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市民アンケート																									
国の指針提示						●																			
設問の検討									↔	↔															
アンケート実施										↔															
アンケート分析											↔	↔													
現計画の検証																									
庁内検証作業									↔	↔	↔	↔													
関係団体ヒアリング																									
団体ヒアリング											↔	↔													
基礎分析作業																									
外部環境分析										↔	↔	↔													
内部環境分析										↔	↔														
施策立案作業																									
骨子検討											↔	↔	↔	↔											
中間案検討													↔	↔	↔	↔	↔								
個別施策検討																	↔	↔	↔	↔	↔				
パブリックコメント																									
公表・意見募集																						↔	↔		
意見集約等																							↔		
子ども・子育て会議										●	●											●	●		

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

（自立促進計画）

- 第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

- 第九条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。